

上野事務所ニュース

令和7年10月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimusyo@sr2143.com

19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定年収要件変更について

扶養認定日が令和7年10月1日以降となる19歳以上23歳未満の方は、年収要件が「130万円未満」から「150万円未満」に変更となります。(但し、被保険者の配偶者は除きます。)

これは令和7年度の税制改正において、19歳以上23歳未満の親族等を扶養する場合における特定扶養控除の要件見直しに伴うものです。

19歳以上23歳未満であるかは、扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判断します。例えば、令和7年11月に19歳の誕生日を迎える方は、令和7年10月1日以降における年収要件が150万円未満となります。但し、令和7年10月1日より前の期間について被扶養者の認定を受ける場合には、19歳以上23歳未満であっても年収130万円未満か否かで判断します。

この見直しに伴い、令和7年9月30日より前に被扶養者として認定されている19歳以上23歳未満の方については、令和7年10月1日以降は年収見込みが150万円以上となる場合に扶養解除の届出が必要となります。

なお、この年収要件以外の要件に変更はありません。

《被扶養者の範囲》

- ①被保険者と同居している必要がない者
- ・配偶者

- ・子、孫および兄弟姉妹
 - ・父母、祖父母等の直系尊属
- ②被保険者と同居していることが必要な者
- ・上記①以外の三親等以内の親族（伯叔父母、甥姪とその配偶者等）
 - ・内縁関係の配偶者の父母および子（当該配偶者の死後、引き続き同居する場合も含む）

③①または②の要件を満たすもので、日本国内に住所を有している者

《年収要件》

- ・年収130万円未満（19歳以上23歳未満の方は150万円未満、60歳以上は180万円未満）であり、かつ、次の要件を満たしていること。
- ・同居の場合…被扶養者の収入が被保険者の収入の半分未満であること。
- ・別居の場合…被扶養者の収入が被保険者からの仕送り額未満であること。

協会けんぽの被扶養者資格再確認について

現在扶養されている方について、被扶養者としての要件を満たしているかを確認するため、「被扶養者状況リスト」が10月下旬から順次事業所へ送付されます。（健康保険組合に加入している事業所は対象外です。）

今年度より再確認の対象となる被扶養者は、以下のいずれかに該当する方となります。

- ①健康保険の資格が重複している可能性が高い方
- ②同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居し

ている可能性が高い方

- ③令和 6 年中の課税収入額が 130 万円（60 歳以上は 180 万円）の金額を超過している方（18 歳未満の方や直近で認定された方を除く）

*** 上記に該当する方がいない場合には、被扶養者状況リストは送付されません。**

【手続きについて】

- ① 「被扶養者状況リスト」が届きましたら、リスト内の被扶養者が健康保険の被扶養者としての要件を満たしているか確認を行ってください。

【確認のポイント】

- ・就職などにより、他の健康保険に加入していないか。
- ・被扶養者の住民票上の住所が被保険者と異なっていないか。
- ・年収が 130 万円（19 歳以上 23 歳未満の方は 150 万円、60 歳以上は 180 万円）を超過している場合、その原因が人手不足により労働時間延長に伴う一時的なものか。*1

- ② 確認の結果、認定要件を満たしていない場合には「解除となる」にチェックを入れ、「被扶養者調書兼異動届」を記入します。
- ③ リスト記入後「被扶養者状況リスト」を協会けんぽに返送してください。（「副」は事業所控えです。）解除となる方がいる場合には健康保険証等を回収し、「被扶養者調書兼異動届」と一緒に返送します。

提出期限は 12 月 12 日（金）です。

***1 【一時的な収入変動とは？】**

人手不足や業務量の増加による残業代の支給や臨時に支払われる繁忙手当などが一時的な収入変動に該当すると考えられています。この場合、被扶養者の勤務先事業主が「一時的な収入変動」に係るものであることを証明する必要があります。

基本給（時給）や手当の増額、所定労働時間数の増加などにより、年間の収入見

込みが 130 万円（19 歳以上 23 歳未満の方は 150 万円、60 歳以上は 180 万円）を超えるような方は、被扶養者としての認定要件を満たしていないため、扶養解除の手続きをすることになります。なお、この特例措置は「連続する 2 年間の各年における収入確認」にのみ用いることができるため、被扶養者の年収が一時的に 130 万円（19 歳以上 23 歳未満の方は 150 万円、60 歳以上は 180 万円）を 3 年連続超過していた場合には、扶養解除の手続きが必要となります。

Q&A なぜなにどうして？



Q:12 月 2 日以降、健康保険証が使えなくなると聞いています。マイナ保険証

を持っていない従業員から、これから病院を受診するときはどうしたら良いのかと聞かれました。会社で行う手続きはありますか？

A:令和 7 年 12 月 2 日以降、マイナ保険証を持っていない方が医療機関等を受診する際には「資格確認書」が必要となります。この「資格確認書」がこれまでの健康保険証に代わるものです。

協会けんぽでは、令和 7 年 4 月 30 日時点でマイナ保険証を持っていない方を対象に自動で発行し、10 月より順次発送される予定です。

この「資格確認書」は、被保険者の自宅に郵送されます。被扶養者分の資格確認書も被保険者の自宅へ郵送されますが、宛先不明等により被保険者の自宅へ不着となった場合には事業所宛てに送付されることになっています。事業所宛てに資格確認書が届いた場合には、速やかに被保険者に渡ししてください。